

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（第2査察）（06 - 4393 - 6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	移動タンク貯蔵所の流出事故時における応急措置命令
概 要	市町村長等は、移動タンク貯蔵所の所有者又は管理者又は占有者が、当該移動タンク貯蔵所に危険物の流出その他の事故が発生したときに直ちに、引き続き危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	・ 消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第16条の3第4項 （ https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/ ）
処分基準	・ 消防法第16条の3第4項 市町村長（消防本部及び消防署を置く市町村以外の市町村の区域においては、当該区域を管轄する都道府県知事とする。次項及び第6項において準用する第11条の5第4項において同じ。）は、その管轄する区域にある移動タンク貯蔵所について、前項の規定の例により、第1項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備 考	